

認知無効の訴えの規律の見直し

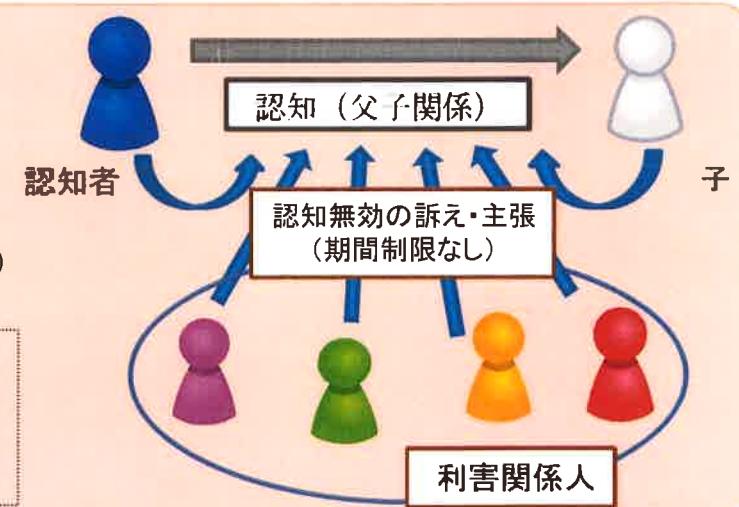
1 現行の規律

[嫡出でない子の父子関係は、父の認知により生じる。]

- 子その他の利害関係人は、認知に対して**反対の事実**を主張することができる（民法第786条）。

※利害関係を有する者であれば、期間制限なく認知無効を主張することができる。
※認知の無効を主張するために、訴えが必要であるか否か（形成無効か当然無効か）について、統一的な解釈はない。

- 認知により形成された父子関係について、第三者による干渉が広く認められていることは、相当ではないとの指摘がある。
- 主体・期間に制限のある嫡出否認制度により地位の安定が図られる嫡出子に比べて、**嫡出でない子の地位が著しく不安定**であるとの指摘がある。



2 要綱案(案)の規律

- 事実に反する（血縁関係がない）認知につき、その無効を主張するには、訴えによらなければならない（形成無効）。

・認知無効の訴えの提訴権者を、**子、認知をした者（父）及び母に限定**する。
・認知無効の訴えの出訴期間を、原則として**7年間**とする。
・子については、父と3年以上継続して同居したことがない場合には、父による養育の状況に照らして父の利益が著しく害するときを除き、**21歳に達するまで**認知無効の訴えを提起することができるとの**出訴期間の特則**を設ける。

○ 国籍法その他の法令についての手当て

真実は子との間に血縁関係がない者がした認知であっても、民法上は有効なものとして扱われる事が確定する。

→戸籍上も認知により形成された親子関係の記載がそのまま維持される。

日本国民により認知された子の日本国籍の取得について定める国籍法第3条について、**国籍の不正取得を防止するための手当て**をする。その他の法令について認知制度の濫用の懸念がある場合は、個別に対応する。

